平成２２年（フ）第６１３４号
東京都足立区古千谷本町２丁目18―14―306
債務者　塚田　智子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１４７号
東京都江東区亀戸９丁目６―15―701
債務者　濱尾　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１４９号
東京都品川区勝島１丁目９―１
債務者　大竹　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０１号
神奈川県大和市林間２丁目１番１号　南林間リバゲイン803号
債務者　鈴木　洋司
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０２号
神奈川県大和市林間２丁目１番１号　南林間リバゲイン803号
債務者　鈴木ヴィクトリア　リヤウデレス
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８２号
神奈川県大和市福田1893番地３
債務者　武藤　邦彦（旧姓永濱）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６３号
横浜市金沢区六浦１丁目20番11号　フォートポールスター102号室
債務者　中村　和代（旧姓姉川）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６６号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の６　湘南西部２―16―1613
債務者　久保田貞行
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７９号
横浜市青葉区しらとり台40番地18　シャトーM202
債務者　室館由紀夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８０号
横浜市戸塚区南舞岡２丁目16番14号
債務者　片原　康明
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２１号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区７棟503号
債務者　畠山　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２５号
横浜市港北区綱島東２丁目７番５―105号
債務者　平川　智子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６６号
横浜市港北区大倉山４丁目７番16―305号
債務者　三條　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９０号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅３棟206号
債務者　森脇　**燁**子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５４号
横浜市南区大岡５丁目34番６―403
債務者　酒井ハツ子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４７号
横浜市旭区万騎が原37番地　県営万騎ヶ原団地M棟８号
債務者　梶山　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部